

# 匝瑳市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

## 申請手続き等の手引き

(令和4年度版)

### はじめに

匝瑳市では、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的として、市内の住宅において住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金の交付及び奨励金の支給を行います。

この事業の実施については、「匝瑳市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付規則」に基づいて行われますので、補助金を申請される方は、この手引き及び規則をお読みにになり、その内容を十分理解した上で手続きをしてください。ご不明な点は、市役所環境生活課までお問い合わせください。

《ご注意ください》

**・補助金の交付申請は、発電システム設置工事の着工前に行ってください。**

(工事の着工後や設置完了後の申請はできません。)

・工事は、当該年度中に完了する必要があります。

(発電システムの設置工事完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。)

### 1 補助の対象者

次のいずれにも該当する方です。

- (1) 匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている方  
※発電システムの設置完了時に住民登録をする方を含めます。
- (2) 自ら居住し若しくは居住しようとする住宅に新たに発電システムを設置しようとする方  
※第三者が所有する住宅に新たに発電システムを設置しようとする方にあつては、当該住宅の所有者又は共有者に発電システムの設置に係る承諾を受けている方
- (3) 発電した電力について電気事業者と特定契約を締結している方
- (4) 設備の設置費を負担し、設備を所有する方
- (5) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がない方

### 2 補助の要件

- (1) 補助の対象となる発電システムは、次のいずれにも該当するものです。
  - ① 住宅（店舗その他非居住部分を併用した住宅を含む。）の屋根等への設置に適し、低圧配電線と逆潮流ありで連携するもの
  - ② 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うもの

- ③ 太陽電池の最大出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値又は、パワーコンディショナーの定格出力（複数のパワーコンディショナーを設置する場合は系列ごとの合計値）のいずれか小さい値が10kW未満であるもの（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が10kW未満であるもの）
  - ④ 太陽電池モジュールの性能及び安全性が次のいずれかに該当するもの
    - ア JISに適合しているもの
    - イ IECの規格に適合しているもの
    - ウ JETの認証を受けているもの
    - エ JPEA代行申請センターにおいて型式登録されているもの
  - ⑤ 未使用品であるもの
  - ⑥ 次のいずれかの設備が設置されていること。
    - ア エネルギー管理システム（HEMS）
    - イ 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (2) 申請時において、設置工事に着手していないこと

### 3 用語の意味

発電システム	太陽電離を利用することにより太陽光を受けて発電する装置。
低圧配電線	配電用変電所から電力を供給する配線のうち100ボルト又は200ボルトの電線
逆潮流有り	発電システムによる発電が不足したときには電力会社から不足電力の供給を受けることができ、発電システムによる電力が余ったときには余剰電力を当該電力会社に供給することができる仕組み
太陽電池モジュール	発電システムを構成し、太陽電池を複数接続することにより必要な電圧と電流を得られるようにする装置
エネルギー管理システム（HEMS）	一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載し、住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、機器の電力使用量などを調整する制御機能をもつ装置。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電部並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用する事ができるもののうち、国が平成25年度以降実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。

#### 4 補助の対象となる費用

- (1) 本補助金は、発電システムを住宅に設置するために要した費用のうち、次に掲げる費用に対して交付します。

補助対象項目	機能等の説明
太陽電池モジュール	太陽の光を電気に変換して、発電します。
架台	太陽電池モジュールを屋根等に固定するものです。
パワーコンディショナー (インバータ・保護装置)	太陽電池で発生した直流電力を、電気事業者の電力と同じ交流の電力に変換します。
エネルギー管理システム (HEMS)	住宅で使用するエネルギーの表示と制御機能を持つ管理システムです。
定置用リチウムイオン蓄電システム	発電した電気等を繰り返し充電し、家庭内の電気機器に電気を供給するシステムです。
その他付属機器	接続箱 ・太陽電池からのケーブルを集めるボックスです。 電気の逆流防止及びサージを吸収する機能があります。 直流側開閉器 ・システムの点検時に太陽電池出力とシステムを遮断します。 通常、接続箱に内蔵されています。 交流側開閉器（サービスマーク） ・パワーコンディショナーから出力された交流電力と商用電力を遮断します。
設置工事に係る費用	・対象システムに係る機器の搬入、据付及び工事に要する費用 ・対象システムの据付に伴って必要となる改修又は補修工事に要する費用 ・配線・配線器具の購入及び電気工事等に要する費用

- (2) 消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除きます。また、国その他団体からの補助金を受けた場合についても、当該補助金の額を補助対象経費から除きます。

#### 5 補助金・奨励金の額

##### 既築住宅の場合

- (1) 補助金 最大出力値 (kW) × 2万円 (上限9万円)  
(2) 奨励金 最大出力値 (kW) × 1万円 (上限4万5千円)

##### 新築住宅の場合

- (1) 補助金 最大出力値 (kW) × 2万円 (上限4万円)  
(2) 奨励金 最大出力値 (kW) × 1万円 (上限2万円)

※最大出力値は、太陽電池の最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい値。小数点第2位未満の端数がある時は、これを四捨五入した値とします。

※算出した金額に、1千円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額とします。

- (3) その他

補助金と奨励金を合わせて交付・支給し、奨励金の支給は、前述の方法で算定された額に相当する額の「匝瑳共通商品券」をもって行います。

なお、補助金の支払いは、口座振替のみ、奨励金の支給は、窓口手渡し又は申請者宅への郵送等で行います。

## 6 補助金の交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする方（申請者）は、発電システムの設置前（着工前）に、『住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）』に、次に掲げる書類を添付して申請してください。
  - ① 発電システム設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し  
※申請者及び工事請負者の押印が必要です。両者の印が確認できるものを提出してください。  
契約者の名義は、申請する方と同一の必要があります。
  - ② 太陽電池の最大出力その他の発電システムの仕様及びHEMS又は蓄電システムの仕様を確認できる書類の写し  
※製品カタログ（コピー可）等の書類
  - ③ 発電システムの設置予定図面  
※屋根にどのような出力のパネルが何枚載るか設計した工事図面及びシステム系統図面等の書類
  - ④ 発電システムを設置する住宅の場所が確認できる図面  
※住宅地図等を使用し、位置等を明示してください。
  - ⑤ 発電システムの設置工事着工前の写真  
※全景がわかるもの
  - ⑥ 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類  
※完納証明書：税務課で発行しています。（手数料 300円/通）
  - ⑦ 自ら住宅を所有していない場合は、当該住宅の所有者又は共有者の発電システムの設置に係る承諾を受けていることが確認できる書類の写し  
※申請する方の発電システム設置を住宅所有者又は共有者が承諾している文言が明記されている書面です。決まった書式はありません。
  - ⑧ その他市長が必要と認める書類  
※通常の場合は、必要ありません。
- (2) 申請書受理後、『交付決定通知書（第2号様式）』を申請者あてに送付します。交付ができない場合（却下した場合）も、同様に通知します。
- (3) 交付決定後に申請の内容を変更する場合、又は、取り下げようとする場合には、『変更（取下げ）承認申請書（第3号様式）』を提出し、市長の承認を得る必要があります。  
この場合、あらかじめ市役所環境生活課へご連絡ください。

## 7 実績報告等

- (1) 申請者は、発電システムの設置工事完了日若しくは発電システムが設置されている住宅の購入日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、『住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（第5号様式）』に、次に

掲げる書類を添付して提出してください。

① 発電システムの設置費に係る領収書の写し

※全体のものではなく、発電システムを住宅に設置するために要した費用の内訳が確認できるものです。領収金額が発電システムの購入代金であることの記載や、設置に係る金額、申請者名、販売店名、発行日がわかるものが必要です。新築の場合または発電システム以外の費用が含まれている領収書の場合は、但し書き等に「〇〇システムの設置費用\*\*\*円を含む。」などの記載が必要です。

② 電気事業者との特定契約締結を称する書類の写し

※特定契約締結完了通知、系統連携完了通知等の書類です。契約者の名義は、申請する方と同一の必要があります。

③ 発電システム及びHEMS又は蓄電システムの設置状況が確認できる写真

※建物全体と設置した各システムを写したもの（パネルの設置数、各システム機器などが確認できるもの）2枚以上

④ 住民票の写し（申請時において、匝瑳市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。）

※システムを設置した住所にある住民票

⑤ 既築住宅の場合は、発電システムを設置する住宅の建築工事が、発電システム設置工事に着工する前日までに完了していることを証明する書類の写し

※検査済証、建築台帳記載事項証明書、固定資産税課税台帳記載事項証明書、住宅の工事完了引き渡し証明書等

⑥ HEMS又は定置用リチウムイオン蓄電システムの設置を証明する書類及び使用が確認できる書類の写し

※設置を証明する書類については出荷証明書、保証書、購入時の契約書等で型番記載のあるもの、使用が確認できる書類については設備のカタログ、取扱説明書、WEBの製品情報等

⑦ 発電システムが未使用品であることを確認できる書類の写し

※メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日が記載されているもの）等

⑧ その他市長が必要と認める書類

(2) 実績報告書の受理後、内容を審査し、補助金の額を確定したときは、『確定通知書（第6号様式）』を申請者あてに通知します。

(3) 確定にあたり、現地確認をさせていただくことがあります。日時を調整のうえ、設置場所に伺います。

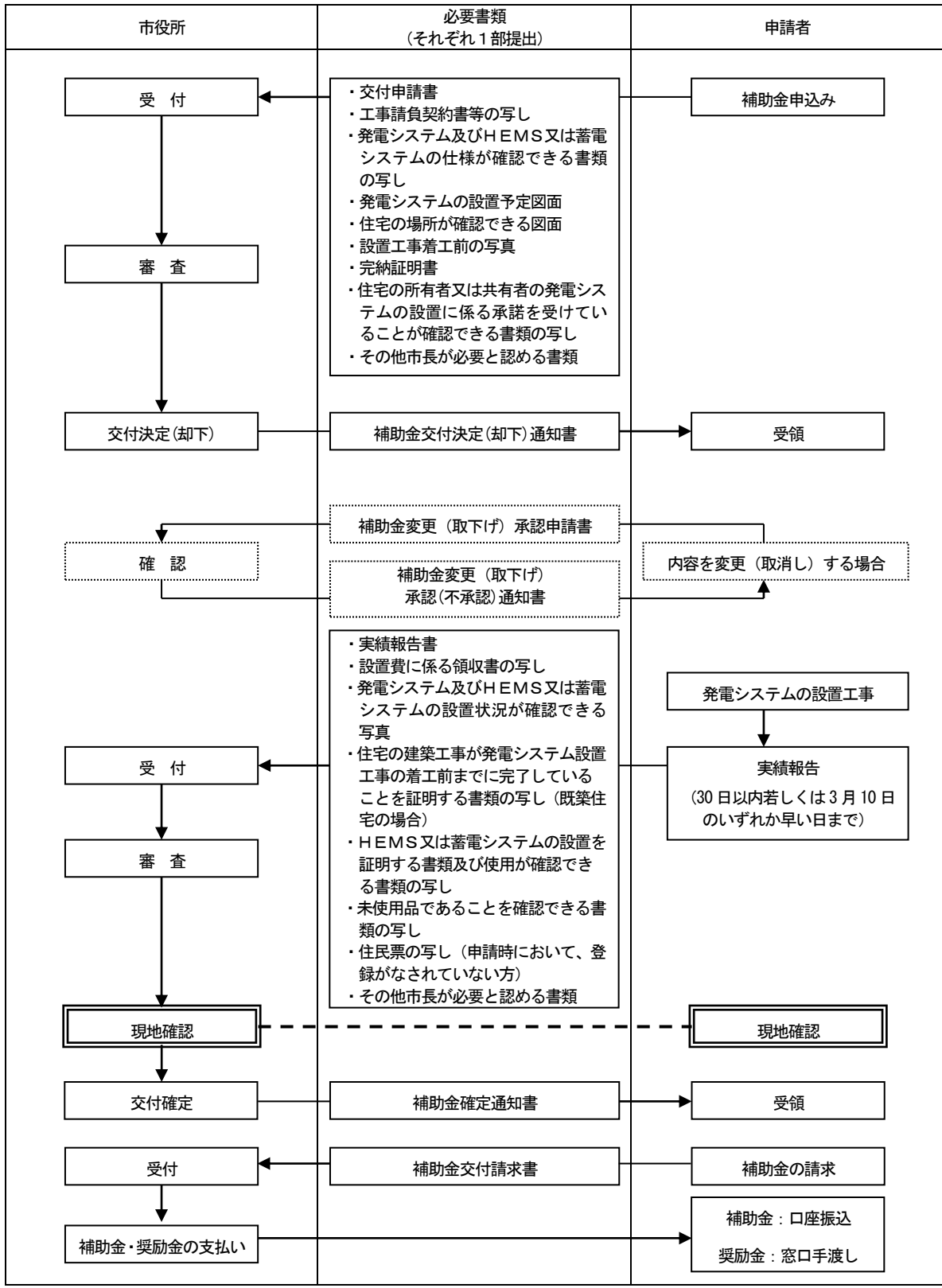
## 8 補助金の請求等

(1) 補助金を請求しようとする方（申請者）は、『住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（第7号様式）』を提出してください。

(2) 補助金は、当該請求書に記載の口座へ振込いたします。

(3) 奨励金（商品券）の支給は、窓口での手渡しで行います。

## 9 補助金の交付等の流れ



## **10 その他**

- (1) 補助金の交付を受けた施設（発電システム）の適切な維持管理をお願いします。
- (2) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付を受けたときなどは、当該補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金のあるときは、その全部または一部を返還していただくことがあります。

## **11 お問い合わせ・申請書等提出先**

匝瑳市役所 環境生活課 環境班      電話 0479-73-0088